

環境保全型農業に取り組むみなさまへ

環境保全型農業直接支払交付金では「みどりチェック」 チェックシートの取組を交付要件としています。

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、国も消費者の理解醸成に取り組むとともに、環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）を導入しました。

みどりチェックとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

取り組んでいただく内容

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に 総合的に配慮するための基本的な取組

- ✓ 適正な施肥
- ✓ 適正な防除
- ✓ エネルギーの節減
- ✓ 悪臭・害虫の発生防止
- ✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分
- ✓ 生物多様性への
悪影響の防止
- ✓ 環境関係法令
の遵守

・環境保全型農業直接支払交付金においては、以下の内容を要件としました。

・支援対象農業者は、「みどりチェック」チェックシートの項目について

- 実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。(注1、2)
- 翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。(注1、3)

※民間団体の第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）及び農林水産省によって国際水準GAPガイドラインへの準拠確認済みであって、第三者確認の仕組みを有する都道府県GAP等を取得している場合は、認証書の写し等を提出するなど、GAPの取組を確認することによって、「みどりチェック」チェックシートの提出を省略できます。

(注1) 「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）チェックシート解説書を事前に読んで内容を理解した上で記入してください。

(注2) 農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。

(注3) 翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・「みどりチェック」チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、「みどりチェック」チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。